

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年8月20日午後1時30分から令和7年第8回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 充子
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫子
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口 潤
事務局長補佐	高橋 真一郎
係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可処分の取消願の審査について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
- 議案第3号 令和7年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実にに関する要請事項について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第8回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
開始時刻 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には13番佐藤祝委員、14番山路和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、議案第1号農地法第3条許可処分の取消願の審査についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
18番田口です。取り消し事由について、話せる範囲でいいので、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

- 事務局 18番田口委員のご質問にお答えします。取り消し事由についてですが、もともとの契約は、農地と家屋を合わせて売買するというものでした。
- 売買契約を締結し、農地法3条の許可申請をしたところでしたが、購入資金の諸費用が工面できなくなったことから、売買を断念したとのことです。
- 議長 その他、質疑ございますか。
——なしの声あり——
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号農地法第3条許可処分取消願の審査について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議長 挙手全員であります。
よって、当案件は、許可することに決定しました。
- 議長 日程第6、議案第2号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
- 事務局 朗読説明
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第2番委員 2番小野です。利用権設定の2番の案件について、貸借期間が40年となっており、長いように感じますので内容を教えてください。
- 事務局 2番小野委員のご質問にお答えします。
利用権設定の2番の案件についてです。
この契約は新規就農者の方が、果樹栽培する為に貸借契約するものです。
この場所は、24名の共有地となっており、中には既に亡くなっており、相続人の特定も難しい案件もありました。今回はなんとか過半数以上の同意を得ることができ、契約に結び付けることができましたが、今後さらに過半数の同意が得られるかが不確かな状況でありましたので、最長の40年間で契約を結びました。
- 第19番委員 19番高橋です。共有地で相続登記がされていないケースは多いと思います。相続登記がされていない農地であっても、契約を結ぶことは可能なのでしょうか。
- 事務局 19番高橋委員のご質問にお答えします。共有地で相続登記していない人がいても農地の契約はできるのかというご質問でした。
相続未登記の土地であっても、法定相続人の同意があれば、貸借契約を結ぶことはできます。所有権移転は、相続登記がなされないと、契約することはできません。

議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第7、議案第3号令和7年度岩手県農業委員会大会における農
業施策の充実に関する要請事項についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
第15番委員 15番小坂です。
私の地域では、保安林があり、そこがイノシシや熊の住処になって
しまっています。振興局に問い合わせたところ、住民は枝一つであっ
ても切ってはいけないとのことでした。
また、ため池に泥がたまっていて、水がたまらないという問題があ
ります。
これらに補助や援助等ができないものだろうかと思っています。

事務局 局長 15番小坂委員のご意見についてですが、この場ではお答えできませ
んので、農政小委員長と協議したうえで、内容を検討させていただき
たいと思います。

議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号令和7年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充
実に関する要請事項について、原案のとおり決定することに賛成する
委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和7年第8回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

終了時刻 14時5分